

## 広陵町建築工事重点監督実施要領

令和7年10月23日制定

### （趣旨）

第1条 広陵町の入札する建築工事（設備工事を含む。）において、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質確保を図ることを目的として、重点監督の実施について必要な事項を定める。

### （総則）

第2条 「重点監督」とは、広陵町建築工事監督要領（令和2年4月1日施行。以下「監督要領」という。）に定める監督に加え、施工状況の確認及び把握の強化を実施することをいう。「重点監督」の実施は監督要領及び広陵町建築工事検査要領（令和2年4月1日施行。以下「検査要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### （対象工事）

第3条 重点監督の対象工事は次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札を行い、契約を行った工事（以下「低入札工事」という。）
- (2) 町長が、契約内容に適合した施工と工事目的物の品質確保を図るために特に必要と認めた工事

### （重点監督体制）

第4条 重点監督の対象工事は、監督要領第4条及び第5条に定める監督員に加えて、「重点監督員」「指導点検員」を置くものとする。

2 重点監督員は、監督要領第5条に定める総括監督員相当職にある者とし、事業担当課長（以下「担当課長」という。）が指名するものとする。なお、当該工事に総括監督員が配置されている場合は、その者に重点監督員を兼ねさせることができるものとする。

3 指導点検員は、総務部総務課長が指名する者とする。

### （重点監督の実施）

第5条 重点監督の実施については、次により重点点検を行う。

- (1) 請負者から施工体制台帳及び施工計画書の提出があったときは、総括監督員が「施工体制の重点確認簿」（点検様式1）により主任（監理）技術者及び現場代理人から説明を求めて確認することにより行うものとする。
- (2) 工事の各段階において、一般監督員が「施工体制の重点点検簿」（点検様式2）により施工プロセスチェックリストをもとに書類及び現場確認することにより行うものとする。
- (3) 施工体制の合同重点点検は、工事の各段階の重要な工種において、重点監督員及び指導点検員が「施工体制の合同重点点検簿」（点検様式3）により書類及び現場確認することにより行うものとする。

2 施工の各段階で監督員が行う検査は、立会すること等により、通常の工事に増して入念に行うものとする。また、その際に施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、主任（監理）技術者及び現場代理人からその理由を詳細に聴くとともに、その結果を検査記録表〔指摘・報告〕（建築及び設備工事監督・検査事務処理様式38）により重点監督員に報告するものとする。

- 3 合同重点点検時において、「施工体制の合同重点点検簿」（点検様式3）により改善指導を行った場合、当該工事の監督員は、施工者に対して文書による改善指示を行い、不適切な事項の改善を求めるものとする。
- （受注者の施工体制）

第6条 低入札工事において、広陵町の発注する工事で、入札日の属する年度の前2年度に完成したもののうち、（1）～（3）のいずれかに該当する工事がある受注者には、主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者（以下「補助監理技術者」という。）を、専任で一人配置させることとする。なお、主任（監理）技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めないものとする。

- （1）「発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された工事。ただし、軽微な手直しは除く。
- （2）品質管理、安全管理に関し、指名停止又は担当課長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた工事
- （3）自らの行為に起因して工期が大幅に遅延した工事

2 前項に該当する場合において発注者は受注者に対して、主任（監理）技術者の届出と同様に、補助監理技術者の届出をさせることとする。

3 受注者は、前項の届出が提出された後に工事着手できるものとし、担当課長は、本届出が提出されない場合、工事着手の中止その他必要な措置をとるものとする。

4 補助監理技術者は、主任（監理）技術者を補助し、主任（監理）技術者と同様の職務を行うものとする。

（受注者の品質管理）

第7条 重点監督員は、必要に応じ、通常の工事よりも入念に品質管理（以下「重点品質管理」という。）を行うことを受注者に求めることができるものとする。

2 前項の規定により重点品質管理を行う場合は、当該工事の施工に先立ち、重点監督員と受注者が協力のうえ品質管理を作成し、施工計画書にその内容を記載するものとする。

3 低価格入札者で契約者となったものは、本要領に示す品質管理及び品質管理のための監督補助として、「別紙 低入札工事における建設現場への記録用カメラ等の設置について」に従い品質管理を行うものとする。

（検査）

第8条 検査に際しては、「検査要領」及び当該工事に適用する「技術検査基準」等の諸基準により、一層厳格な検査を実施するものとする。

（結果報告）

第9条 担当課長は、当該工事が完了したときは、重点監督報告書（点検様式4）により点検結果をまとめて、町長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月23日から施行する。